

HSBC 利益相反管理方針（概要）

HSBC グループは幅広い金融サービスを提供するグローバルな金融機関グループです。日本においては香港上海銀行、HSBC 証券株式会社、HSBC アセットマネジメント株式会社が金融業を行っています。

HSBC グループは、商業銀行業務、投資銀行業務、ブローカー業務、資産運用業務、取引のヘッジ等の幅広いサービスを提供しているため、時に、お客さまの利益と衝突する利害関係に立ったり、お客さまへの義務に反する利害を持つ可能性があります。

利益相反の類型としては、(ア)HSBC グループの利益がお客さまの利益と対立する場合（イ）複数の異なるお客さま間の利害の対立が起こる場合（ウ）HSBC グループの従業員の行為がお客さまの利益と反する場合、等が考えられます。

例えば、HSBC グループは、特定の有価証券について自己取引を行うことがあり、同時に HSBC グループの他社が当該有価証券についてのお客さまの取引情報を知っているような事例が考えられます。また、HSBC グループは、あるお客さまの買収案件のためにアドバイザー・サービスを提供し、HSBC グループの他社が同一の買収案件に関し別のお客さまにファイナンスを提供するような事例も考えられます。

HSBC グループでは、利益相反が起こる恐れのある取引を特定し、お客さまの利益を不当に害さないような管理体制を導入しております。管理方法の基本は、HSBC 内で利益相反の懸念が起こり得る異なる取引に従事する役職員は、互いに独立して職務を遂行することです。在日拠点におきましては、営業部門から独立するコンプライアンス部を利益相反管理統括部署と位置付け、関連情報を集約し、取引について利害相反の懸念がある場合には、適切な管理方法をとる体制としています。管理方法には、例えば以下のような組織的な措置から実務的な対応までが含まれます。

必要に応じ、個別取引やお客さまに関する情報が特定の役職員に伝わらないよう、情報管理を行い、情報へのアクセスをコントロールすることにより、お客さまの利益を不当に害することがないようにすること。HSBC グループの従業員によりインサイダー取引を防止するための社内規程が実施されていること。

一定の場合には、HSBC グループは懸念される利益相反の可能性をお客さまに開示して取引を進めることについて同意を求めること。しかし、これらの管理方法をとった後にも、お客さまから同意をいただけない場合や、お客さまに依然として不利益の恐れがあると HSBC

グループが判断する場合には、取引を中止すること。

対象となる会社は、香港上海銀行在日支店、HSBC 証券株式会社、HSBC アセットマネジメント株式会社および海外で金融業を行う HSBC グループ各社です。なお、HSBC アセットマネジメント株式会社は、個人のお客さまの情報を、他の法人との間で共有していません。HSBC グループ在日拠点の利益相反管理方針の詳細をお知りになりたいお客さまは、営業担当者または支店までご連絡ください。